

Gym デイ らいとす廿日市

重要事項説明書

(指定地域密着型通所介護)

廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業)

本重要事項説明書は、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、
契約上ご注意くださいことを説明するものです。

利用者： ○○ ○○ 様

事業者： Gym デイ らいとす廿日市

1. 事業の概要

(1) 事業者の概要

事業者名	特定非営利活動法人リハケアリングネットワーク
代表者名	香川 寛
所在地	広島県廿日市市原862番地3
連絡先	電話 0829-39-8155 FAX 0829-39-8154

(2) 事業所の概要

事業所名	Gym デイ らいとす廿日市
所在地	広島県廿日市市宮内四丁目10番地5
連絡先	電話 0829-39-8155 FAX 0829-39-8154
管理者名	香川 寛 (現場責任者 平 奈津美)
サービス種類	地域密着型通所介護・第1号通所事業
介護保険事業所番号	3492700301
サービス提供地域	廿日市市 (大野の一部、佐伯の一部、宮島・吉和地域除く)

2. 事業の目的・運営方針

(1) 事業の目的

要介護・要支援状態であるご利用者に対し、介護保険法の趣旨に従って適正な通所介護サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

事業者はご利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町や事業者、地域の保険・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、ご利用者の要介護・要支援状態の軽減や悪化防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

3. 営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前 8:30 ～ 午後 5:30
サービス提供時間	午前 9:00～12:00 午後 1:00～5:00
休業日	日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）
利用定員	18名

4. 職員体制

職種	従事する業務内容	職員数
管理者	事業所の一元管理	1名
生活相談員	生活相談及び指導	2名以上
介護職員	移動・排泄等の介護 機能訓練等の補助	3名以上
看護職員	健康状態の確認	訪問看護ステーションらいとす廿日市 業務委託
機能訓練指導員	運動プログラム作成、指導	2名以上

5. 提供するサービスの内容

- (1) 計画の作成
- (2) 生活等についての相談・提案
- (3) 機能訓練
- (4) 集団プログラム
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 入浴 13:00～14:00（1日2名まで）

6. 利用料等

(1) 利用料（別紙）

介護報酬告示上の額に各ご利用者の介護保険負担割合証に応じた額をご負担いただきます。但し、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(2) その他

通常の事業の実施地域以外に居住する場合の送迎：実施地域を越えた地点からご利用者宅までの距離1kmあたり30円を実費として徴収いたします。

オムツ代等サービスを提供する上で別途必要になった費用については、実費にて徴収いたします。

(3) キャンセル料

サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて（別紙）に定めたキャンセル料を請求いたします。

(4) 利用料などのお支払方法

利用料は毎月月末締めで計算をし、当該月分を翌月請求いたします。請求額は口座よりの自動引き落とし手続き完了後、事業所の定めた日にご指定の金融機関の口座より自動引落によりお支払いいただくこととなります。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは地域包括支援センターまたは担当のケアマネジャー（介護支援専門員）に利用を相談してください。担当のケアマネジャーより当事業所に利用申し込みがありましたら、契約を結び、通所介護計画を作成し、同時にサービスの提供を開始します。当事業所の通所介護計画は、担当のケアマネジャーが作成したケアプランに沿って作成いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する場合は2週間前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1か月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用者が亡くなられた場合

(3) 契約解除

・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、ご利用者は即座に契約を解除することができます。

・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、1か月以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所の従事者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

・ご利用者またはその家族が当事業所の職員に対してハラスメント行為を行った場合、またはその疑いが生じた場合、当事業所はサービス提供を終了することがあります。

8. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者に体調の急変などがあった場合は、必要に応じて応急の手当てをするとともに、救急隊・主治医・ご家族・包括支援センター・居宅介護支援事業所など、関係各位へ速やかに連絡します。

9. 事故発生時の対応について

当事業所におけるサービスの提供により、万が一事故が発生した場合は、速やかに関係各機関ならびにご利用者のご家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかにご利用者に対して損害を賠償いたします。ただし、当該事故の発生について、ご利用者またはご家族に重大な過失がある場合にはこの限りではありません。

10. 秘密保持と個人情報の保護について

- (1) 当事業所の従事者は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびご家族に関する秘密および個人の情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同じです。
- (2) 予め文書によりご利用者又はその代理人の同意を得た場合には、前項の規定に関わらず一定の条件下で個人情報を利用できるものとします。

1 1. サービス提供に関するご相談・苦情の対応

- (1) ご利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には事業所、市町または国民保険団体連合会に対して苦情を申し立てることができます。
- (2) 事業所は、苦情対応の担当者およびその連絡先を明らかにするとともに、相談または苦情の申し立てがあった場合には迅速かつ誠実に対応します。
- (3) 事業所は、ご利用者が苦情申し立てを行ったことを理由にいかなる不利益・不公平な取り扱いをすることはありません。
- (4) 相談または苦情の担当窓口

事業所相談窓口	Gym デイ	らいとす廿日市	
	苦情解決責任者	管理者	香川寛
	苦情受付担当者	生活相談員	
	受付時間	月曜日～土曜日	8時30分～17時30分
	電話番号	0829-39-8155	
行政機関	廿日市市役所高齢介護課	介護保険係	0829-30-9155
	広島県国民健康保険団体連合会		082-554-0783

1 2. 虐待防止・身体拘束の廃止について

- (1) 当事業所ではご利用者の尊厳を守るため、虐待や身体拘束は一切行いません。
- (2) 虐待防止のため、職員への研修や相談体制を整備し、早期発見・早期対応に努めます。
- (3) やむを得ず身体拘束が必要な場合は、法令に則り、医師やケアマネジャー、ご家族と連携し、最小限の方法で安全確保を行います。

1 3. 感染症予防について

- (1) ご利用者と職員の安全を守るため、感染症予防対策を徹底します。
- (2) 体温測定・手洗い・消毒・換気を実施し、職員の健康管理を強化します。
- (3) 感染症発生時には速やかに関係機関と連携し、対応を行います。

1 4. ハラスメント防止について

- (1) 当事業所では、ご利用者・ご家族・職員間でのあらゆるハラスメント（身体的・精神的・性的・経済的なもの）を禁止します。
- (2) ハラスメントの疑いがある場合は、相談窓口を設け、迅速かつ公平に対応します。

1 5. その他の留意事項

- (1) 保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらについて変更が生じた場合には、速やかにお知らせください。
- (2) 事業所内の機械及び器具を利用される際等には必ず職員に声をかけてください。
- (3) 当日体調が悪い場合やサービス利用中に気分が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。
- (4) ご利用者には、他のご利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。
- (5) 下記の事項についてはご遠慮ください
 - ① 宗教や信条の相違等で他人を攻撃又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと
 - ② 喧嘩、口論、泥酔等周りの方に迷惑をかけること
 - ③ 指定した場所以外での火気の使用
 - ④ 故意に事業所若しくは物品に損害を与える、または物品を持ち出すこと
- (6) 現金、貴重品は自己にて管理をお願いします。紛失された場合、当事業所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- (7) 当事業所の従事者に対する贈り物、飲食物の提供はお断りいたします。
- (8) 提供するサービスの第三者評価の実施状況 実施の有無：無し

16. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応：非常災害に関する具体的な計画を作成し、計画に基づき速やかに避難・誘導にあたります。
- (2) 防災訓練：防火管理者、または火気・消防等についての責任者を定め年2回定期的に避難、救出等の訓練を実施します。

17. 運営推進会議の設置

当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。

事業者は、サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明いたしました。

説明年月日 年 月 日

【事業者】

所在地：広島県廿日市市原862番地3

法人名：特定非営利活動法人 リハケアリングネットワーク

代表者： 理事長 香川 寛



【事業所】

所在地：広島県廿日市市宮内四丁目10番5号

事業所名：Gymデイ らいとす廿日市

(指定番号 3492700301)

説明者：

管理者 香川 寛

現場責任者： 平 奈津美

【ご利用者】

住所 _____

氏名 _____

ご利用者は、本書面により、本事業者からのサービス提供開始に際し、重要事項説明書の内容について説明を受け、

同意します

《 緊急時の連絡先 》

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族 又は代理人	氏名	
	連絡先	
居宅介護支援 事業者	介護支援専門員	
	連絡先	

利用契約書

〇〇 〇〇 様（以下、「利用者」といいます）と特定非営利活動法人リハケアリングネットワーク（以下、「事業者」といいます）は事業者が利用者に対して提供する指定地域密着型通所介護または廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業の利用等について次のとおり契約を結びます。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法等その他関係法令およびこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう次のサービスを提供します。

- ①第1号通所事業（廿日市市通所介護相当サービス）
- ②地域密着型通所介護

第2条（契約期間）

- 1 この契約の始期は、令和 年 月 日から効力を有するものとします。
- 2 この契約の終期は要介護または要支援の認定（以下「要介護認定」といいます）の有効期間満了日までとします。なお利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- 3 前項の規定に関わらず、廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者としてサービスを受ける場合にあつては、利用者の介護予防サービス・支援計画に基づく期間とします。なお介護予防サービス・支援計画の見直し等によりサービスの継続を必要とされた場合は自動的に更新されるものとします。

第3条（計画書の作成及び変更）

事業者は必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画または介護予防サービス計画書または介護予防マネジメントケアプラン（以下「ケアプラン」といいます）の内容に沿ってサービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した「地域密着型通所介護計画」または「第1号通所事業（通所介護相当サービス）計画書」を作成します。計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者説明して同意を得て、交付します。

第4条（提供するサービス内容及びその変更）

- 1 利用者は「地域密着型通所介護計画」または「第1号通所事業（通所介護相当サービス）計画書」に沿ってサービスを提供します。
- 2 サービスの内容などは利用者との合意により変更できます。事業所は利用者から内容変更の申し出があった場合は、当該変更がケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
- 3 事業者は提供するサービスのうち介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用の同意を得ます。

第5条（利用料等の支払い）

- 1 利用者は介護保険法等関連法に定める料金を支払います。
- 2 事業所は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
- 3 事業所は料金の変更がある場合は事前に利用者説明し同意を得ます。
- 4 利用者は利用料の変更に応じられない場合は、事業所に対して文書で通知し契約を解除することができます。
- 5 利用者が期日までにサービスの利用キャンセルを申し入れなかった場合利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。

第6条 (利用料の滞納)

- 1 利用者が正当な理由なく利用料の3か月を滞納した場合は事業者は1か月以内の期間を定めて督促し、なお支払いがないときは本契約を破棄します。
- 2 事業所は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住地である市町等に連絡するなど必要な支援を行います。

第7条 (契約終了)

- 1 利用者は事業者に対し、2週間以上の予告期間をおいてこの契約の解除ができます。
 - (1) 事業者が利用者又はその家族に対し、不法行為を行った場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反する行為、又は常識を逸脱する行為を行った場合
 - (3) 事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスの提供を拒否した場合
 - (4) 上記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- 2 その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。
 - ・ 利用者が入所・転出または死亡した場合
 - ・ 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・ 利用者又はその家族が事業者又はその従業員の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、又はその可能性があるなど、本契約を継続し難い事情が認められる場合
 - ・ 利用者又はその家族と、事業者との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難でサービスの提供を継続する事ができないと判断できる場合
 - ・ 利用者またはその家族が当事業所の職員に対してハラスメント行為（身体的・精神的・性的・経済的なもの）を行った場合、またはその疑いが生じた場合、当事業所はサービス提供を即座に終了させることがあります。

第8条 (損害賠償義務)

事業者は、サービスの提供に伴い、利用者または家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に速やかに損害を賠償するものとします。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

第9条 (秘密保持)

- 1 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
- 2 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について、利用者のケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター及びサービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。
- 3 前項の規定に関わらず、事業者は高齢者虐待防止、高齢者擁護者に対する支援等に関する法律に定める通報ができるものとし、その場合、従業員は秘密保持義務違反の責任を負わないものとし、ます。

第10条 (相談・苦情対応)

- 1 利用者及びその家族は提供されたサービスに対して相談・苦情がある場合は事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも相談・苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は提供したサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し迅速かつ誠実に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 3 事業者は利用者またはその家族が苦情の申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益・不公平な対応もいたしません。

第11条 (虐待防止)

- 1 事業者は、高齢者虐待防止のため、利用者に対して適切なサービスを提供し、利用者の人権を尊重します。スタッフは、虐待行為があった場合は即座に通報し、適切な対応を行います。

- 2 虐待の疑いが生じた場合、事業者は迅速に調査を行い、必要な支援を提供します。また、虐待防止のため、スタッフには定期的な研修を実施し、利用者に対する配慮を徹底します。

第12条 (感染症予防)

- 1 事業者は、利用者の健康と安全を守るため、感染症予防に努めます。スタッフは、衛生管理を徹底し、感染症予防策を実施します。
- 2 事業者は、感染症が発生した場合には、速やかに対応し、利用者の健康状態を確認するための措置を講じます。また、感染拡大を防ぐために必要な対応を行い、利用者やその家族に対して適時に情報提供を行います。

第13条 (ハラスメント防止)

- 1 事業者は、利用者やその家族、スタッフ間でのハラスメント行為を一切認めません。
- 2 ハラスメントの疑いが生じた場合、事業所内に設定された相談窓口を通じて、迅速かつ公正に対応いたします。

第14条 (サービス内容等の記録の作成及び保存)

- 1 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。
- 2 事業所は、利用者の求めがあるときには上記当記録を法人の規定に基づき開示します。
- 3 事業者は契約の終了にあたって必要があると認められる場合は利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

第15条 (連携)

事業者はサービスの提供にあたり、介護支援専門員およびその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。

第16条 (身分証携行義務)

事業所に従事する者は、常に身分証を携行し、利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第17条 (契約外条項)

- 1 利用者及び事業所は信義誠実をもってこの契約を履行します。
- 2 本契約に規定のない事項については介護保険法等関連法の規定を尊重し利用者及び事業所の協議に基づき定めます。

ハラスメント防止に対する方針

当事業所は、利用者様および職員間におけるハラスメント行為を防止し、職員が安全で安心して業務を行える環境を提供するために次のとおり、方針を定め実施します。

ハラスメントの定義

ハラスメントとは、以下の行為を指します

- (1) 身体的・精神的ハラスメント
 - 暴力（叩く、つねる、物を投げる等）
 - 威圧的な発言や暴言（怒鳴る、侮辱する、脅す等）
- (2) セクシュアルハラスメント
 - 職員の体を触る・触らせるよう求める行為
 - 不適切な言動（性的な発言、プライベートに関する詮索等）
 - 連絡先の要求や個人的な交際・外出への強要
- (3) カスタマーハラスメント
 - 過度な要求（特別な対応を強要する、契約外のサービスを求める等）
 - 長時間のクレームや執拗な抗議（何度も同じ内容で職員を責める等）
 - 事実と異なる情報の拡散（職員への虚偽のクレーム等）

ハラスメント行為の対応

上記の行為が確認された場合、当事業所は以下の対応を行います：

- (1) 職員より注意・お断りをさせていただきます。
- (2) 行為が繰り返される場合、利用者様のご家族またはケアマネジャーへ報告いたします。
- (3) 改善が見られない場合、ご利用の継続について協議させていただきます。

協力をお願い

当事業所は、職員が安心して業務を行える環境を提供することを約束します。利用者様にも、職員へのご配慮と協力をお願い申し上げます。

契約の終了

ハラスメント行為が続いた場合、当事業所は契約の終了またはサービス提供の停止を含む適切な措置を講じることができるものとします。

Gymデイ らいとす廿日市における個人情報保護に関する方針

Gymデイ らいとす廿日市は、個人情報保護に関する法律を遵守し、個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- ① 個人情報は適正な取得に努め、利用目的を達成するためには正確・最新の内容を保ちます。
- ② 通常、必要と考えられる個人情報の範囲は通所介護事業の提供に必要な情報です。個人情報は利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、意思表示により変更等の対応をいたします。意思表示がない場合は同意が得られたものとしします。

上記以外で、個人情報を第三者に提供する際は、予めご本人の同意を文書で得ます。ただし、都道府県等外部監査機関などは第三者に該当しないために、文書で同意を得ないことがあります。
- ③ 個人情報保護に関してはいつでも相談窓口で対応します。
- ④ 個人情報の確認・訂正・利用停止を求められた場合は、調査の上対応します。
- ⑤ 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
- ⑥ 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏えい、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対処します。
- ⑦ 個人情報の開示を求められた場合は、当事業所の情報提供の手続きに従って開示します。

以上のとおり、指定地域密着型通所介護または廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業に関する契約を締結します。

上記契約を証明するため本書2通を作成し、利用者・事業所それぞれ署名の上、各自一通を保持するものとします。

年 月

事業者はサービス提供開始にあたり、重要事項説明、契約内容、個人情報保護に関する方針について説明を行い、交付しました。

事業者

所在地 広島県廿日市市原862番地3

事業者名 特定非営利活動法人リハケアリングネットワーク

代表者名 理事長 香川 寛



事業所

所在地 広島県廿日市市宮内四丁目10番5号

事業所名 Gymダイ らいとす廿日市

管理者名 香川 寛

説明者職・氏名 _____

私は、

重要事項 契約内容 個人情報の使用に関する同意書
について説明を受け、これに同意し、サービス利用を申し込みます。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

署名代行者 (代理人)

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

代行理由：高齡のため 身体的理由 その他 ()

住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____)

顔写真等の使用 (広報誌・ホームページ・施設内外掲示等) につきましては以下の内容で同意します。(○で囲んだもののみ)

- ①掲載可 ・ ②いずれも掲載をお断ります。

